

## I 8・9月の連盟・日本連盟事業 ※会議等は除く

月 日	名 称	主 催	内 容
7/31(月) ～ 8/12(土)	第 25 回世界スカウト ジャンボリー派遣	日本連盟	韓国派遣
9/2(土)	スキルアップセミナー デンリーダー講習会	茨城県連盟	デンリーダーとして必要な知識や技能、カブ 隊の運営の特徴など具体的に研修します
9/3(日)	安全危機管理研修 STEP1	茨城県連盟	「危険を遠ざける」危機管理を中心に具体的 な対応の方法を理解するための研修
9/3(日)	野営法研究会 「カブのキャンプ編」	茨城県連盟	6月3日予定されていた研究会の延期版
9/11(日)	第 77 回 ボーイスカウト講習会	日本連盟	指導者導入訓練であり体験を通して本運動の 概要とスカウト教育の原理と方法を知る
9/23(土)	カブ・ビーバーラリー 現地説明会	茨城県連盟	カブ・ビーバーラリーの説明会を、会場の水 戸市総合運動公園で開催します

## II 事務局からのお知らせ

### (1) スカウト用品注文票、様式変更のお知らせ

スカウト用品の注文については、Ibaraki Scouting News 5月号でお知らせしたとおりですが、注文票が7月より変更になります。新しいバージョンは、「R5 スカウト用品注文票 Ver0723 (団名) 発注日.xlsx」です。新注文票はこのニュースと同時に送付するほか、県連盟ホームページからもダウンロードできます。

よろしく願いたします。

## III コミッショナーよりのお知らせ

### (1) 茨城ローバースカウト協議会が発足されました!!

県連盟に所属するローバースカウトが、集い合い、切磋琢磨する組織として茨城ローバースカウト協議会が発足されました。

については、本年度の総会を下記により開催します。多くの方の参加をお待ちしております。

「2023年度茨城ローバースカウト協議会総会」

1. 開催日時 2023年8月20日(日) 20時～22時
2. 開催場所 ZOOMによるオンライン開催
3. 参加対象者 ローバースカウト及びローバー年代指導者
4. 申し込み 8月19日(土)までに下記のQRコードあるいはリンクからお申込みください。  
<https://forms.gle/U5eCeeHjX1YWksVL7>
5. 参加URL は、申込者にメールでご連絡します。



## IV 各種委員会よりのお知らせ

### (1) プログラム委員会

- ① 7月16日に計画していた救急法講習会は申込者少数のため中止になりました。次回は12月3日に県南での開催を予定していますので是非参加してください。
- ② ベンチャーラリー2022については8月にいかだで川下りを計画しておりましたが、実行委員会は計画を変更して別のプログラムを検討中です。
- ③ 25WSJは6月25日の事前訓練を終了し、7月29日に東京に集合して31日に出国、8月12日に帰国します。
- ④ 進歩について・・・今年度は菊章の申請が7月までに6名出ています。コロナも落ち着き活動も戻ってきました、菊、隼、富士章にどんどんチャレンジしましょう。

### (2) 指導者養成委員会

- ① 6月3日に予定されていた野営法研究会「カブのキャンプ編」を9月3日（日）に開催いたします。6月3日の予定で申し込まれた方が優先になりますが定員に空きが出ましたら、8月20日以降に募集の案内をいたします。

### (3) 総務委員会

#### ① 組織拡充のための財団助成金について

日本ボーイスカウト茨城県連盟維持財団より、今年度は100万円の助成金を組織拡充のためにいただいております。そのうち20万円でのぼり旗を作成しました。各団に配付し、団・隊の活動や外部団体の行事への参加、募集活動等の折にご活用いただければと思います。また、残りの80万円はワクワク自然体験遊びや団・地区が行うスカウト体験・隊員募集など、本運動の理解促進と発展のために活用していただくために活用することとしました。昨年度までは地区と団で金額を分けていましたが、団が主催でも地区の協力のもとに実施する場合もあることから、実施単位は「地区」「団」「団の合同」とし、下記の用途について1回あたり20,000円を上限に、補助いたします。詳しくは、各団に配付しました「3-06-2 2023 財団からの予算(800\_000)の使途」という文書にてご確認ください。

また、ワクワク自然体験遊びについては、今年度は文部科学省の後援を得ることができました。募集チラシには「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟・茨城県連盟●●第●●団（あるいは、●●地区）」と主催に日本連盟を入れてください。なお、ワクワク自然体験遊びについては、日本連盟への事業登録が必要で、登録すると日本連盟ホームページへの掲載、日本連盟からの補助(5,000円)が交付されます。参加者募集についても、申込開始日時の指定や定員に達した場合の受付自動停止など、以前より便利になりましたので、詳しくは日本連盟ホームページで確認ください。

#### 【使用用途】

1. 団および地区で実施するワクワク自然体験あそび用（既定）のチラシ作成費用
2. 団および地区で実施するワクワク自然体験あそび参加者の傷害保険加入費用
3. 団および地区で実施するワクワク自然体験あそび用のおみやげグッズ（缶バッジ等）の費用
4. 団または地区の隊員募集・体験活動等における上記の1.～3.の費用
5. 団または地区の組織拡充（隊員および団指導者の募集等）に関する費用

#### (4) カブ・ビーバーラリー実行委員会

① 参加の手引き・プログラムガイド第一稿を各団に送付しました

第15回カブラリー・第6回ビーバーラリーの参加の手引きとプログラムガイド第一稿を送付いたします。第一稿の段階で送付させていただくのは、各団・隊や地区で準備、事前学習などに早期に対応していただくためです。参加人数確定後に、それを反映させての変更がありますが、その際にはお知らせしていきます。また、完成版は1ヶ月前発行を予定しています。

② 現地説明会を9月23日（土）午後を開催します

第15回カブラリー・第6回ビーバーラリーの現地説明会を下記の日程・場所で開催いたします。関係各位につきましては、ご多忙のこととは思いますが、ご参加をお願いいたします。

日 時 2023年9月23日（土）13時30分開始、15時30分解散

場 所 水戸市総合運動公園体育館  
水戸市見川町2256 029-243-0111

※ノーブルホームスタジアム水戸（水戸市民球場）の隣

参加対象者 隊・団指導者、地区役員・地区提供プログラム担当者、県連盟役員・実行委員、大会本部スタッフに申し込んだ方

日 程 13時30分～ 体育館内で全体説明  
14時30分～ 野外のラリー会場下見  
15時30分 一般指導者は解散  
15時30分～ 第4回実行委員会  
16時30分 実行委員解散

持 ち 物 体育館シューズ・上履き、参加の手引きとプログラムガイド（タブレット等にダウンロードまたは印刷してご持参ください。当日配付はありません）

# さあ！ 夏キャンプだ！

夏休みが始まりました。コロナ5類分類後の初めてのキャンプシーズンの到来です。コロナ禍でしばらくキャンプが制限されていたので、どんな手続きをとればいいのか、うっかり忘れていた項目がないか、しっかり確認して、安全で楽しいキャンプを実施してください。

## 1. キャンプ実施までの手続きチェックリスト

- 下見は実施しましたか
- 下見報告書を団に提出しましたか
- キャンプ実施計画書を作成しましたか
- キャンプ実施計画書（現地地図・現地までの経路図を含む）を団委員会で承認してもらいましたか
- キャンプのしおりを作成し、保護者説明会で説明しましたか
- 活動安全対策計画書を作成しましたか
- 参加者名簿・緊急連絡網は作成し、関係者で共有していますか
- 上記関係書類を地区コミッショナーに提出しましたか
- （キャンプ先が県外の場合）県外旅行申請書を県連盟事務局に提出しましたか

## 2. 下見の重要性

下見は、計画の一部ではありますが、それまでに立ててきた「計画」を、より実効性のあるものに仕立てていくためのものであり、同時に、実際にその場に行ってみなければ分からない「現地の状況」を確認するための具体的な検証です。

確認する内容は、企画・計画により異なりますが、下見は、予め「調査項目」を明確にして、調査に抜けがないようにすることが大切です。つまり、調査表を作成し、複数の指導者で共有し、それぞれの視点から多角的に調査するのです。これらを確認することにより、その企画・計画が実施できるかを判断し、必要に応じて変更することができます。

同時に安全面からの確認を忘れてはいけません。「安全」を確保するために危険因子をどれだけ見つけ出せるかという点も下見の大きなポイントとなります。

また、次の項目については、十分な配慮が必要です。

- ・救急体制現地の医師、保健所、診察所など確認し依頼する。また、連絡方法を確認しておく。
- ・地元警察署、消防署、地方自治体等との連絡方法を確認しておく。

## 野外活動事故における指導者の法的責任

### 通称「子ども会裁判（ボランティア裁判）」

三重県津市の四つ葉子供会主催のハイキングにおいて、昼食後の川遊びの最中、参加した小学3年生（9歳）が、指導者が指定した区域外の深みに入って水死した。刑事裁判では無罪が確定したが、民事裁判では子供の過失が8割認められたが、ボランティアである指導者にも責任があると判定された。

#### 【刑事事件判決】

- 津簡裁 昭和54年12月6日刑事事件判決有罪：罰金5万円、控訴
- 名古屋高裁 昭和59年2月28日刑事事件判決無罪確定

#### 【民事事件判決】

- 津地裁 昭和 58 年 4 月 21 日民事事件判決 「下見、引率役員 3 名に対して、526 万円余の損害賠償責任」(父母からの請求は約 2,500 万円、過失相殺 8 割)

#### ☆問われた過失の範囲

- ① 計画段階の過失：川遊びの方法・監視の仕方等について事前に役割分担を決めず、安全対策について検討しなかった。
- ② 水遊び場所変更の過失：当初計画の川原より 50m 下流に変更するにつき、河床の状況、水流、水深等の調査を怠った。
- ③ 監視体制不備の過失：子供らに危険場所を周知徹底しなかった。許可区域に旗やロープを使用するなどして範囲を明確にしなかった。許可区域の上流と下流に監視員を置かなかった。

#### ★判決

- ① 活動の有意義性、無償の社会奉仕でも過失がある以上免責されない。
- ② 川底が岩や苔で滑りやすいこと、上流、下流に深みがあることは認識していたのであるから、危険の予知は困難ではなかった。
- ③ 会長、書記、指導者は下見をして実施区域の上流、下流に深みがあることは認識していたのであるから、児童に対して実施区域を明確に周知指示する義務、川の深みに入り込まないように監視体制を整える義務があるのにこれを怠った。
- ④ 損害の 8 割を免じた理由
  - ・危険回避の注意を自分でできる年齢であった。
  - ・川の深さを容易に視認できた。
  - ・指定範囲から 15m も下流にいて、結果発生の危険性のある状況を作りだしている。
  - ・無償の奉仕活動によって支えられている子供会活動の一環として実施されたものである。

この判決では、「危険を予知できたにもかかわらず、児童を集めて実施区域を明確に周知指示しなかったこと、指導者間で役割分担を明確に指示せず監視体制が十分でなかったこと」について指導者の責任を認定しました。これらは、下見とそれに基づく実施計画書の作成とその内容を指導者や保護者へ周知すること、当日隊長がリーダーシップを発揮して、指導者やお手伝いの団委員・保護者の役割分担を指示することなど、ボーイスカウトとして当たり前のことをやっていたら、法的な責任は軽減されることを示しています。

### 3. 事故にそなえる ～そなえよつねに共済～

安全にキャンプを行うことが大前提ですが、万が一の事故を想定してそなえることも大切です。事故が発生した時には、指導者も慌ててしまい、大切なことが抜けてしまうかもしれません。事故はおきて欲しくないけど、「事故はおきない」という過信は禁物です。

事故が発生した時は、まず初期対応として

- ・被害者および他のスカウトの安全の確保
- ・緊急通報・救急車の手配
- ・事故対応の記録
- ・団への緊急連絡

などがあげられます。団で危機管理マニュアルを作成したり、対応訓練を実施するなど、日頃からそなえておくことが重要です。

## ■■ 『そなえよつねに共済/責任賠償保険』 ■■

そなえよつねに共済/責任賠償保険は、ボーイスカウト活動中の事故を補償する共済保険です。



※「ボーイスカウト活動」とは・・・日本連盟または都道府県連盟・地区・団・隊が行うこともしくは参加することを認めた活動で、その事実が文書等により客観的に確認できるものをいう。

- ・指導者が同行していない活動（班キャンプなど）やベンチャーの単独活動も含む。
- ・往復途上の事故も補償の対象となる。ただし、住居（または学校もしくは勤務地）と所定の集合・解散場所とを合理的な経路及び方法により往復している間に生じた事故であり、次のいずれかに該当する場合に限る。
  - 規定の制服を着用していること
  - 活動計画書や参加者名簿により、当該活動の参加者や開催日時・場所が事前に確定していること。
- ・活動の事実が客観的に確認できる文書とは、活動計画書や参加者名簿を言う。
- ・活動計画書は、事故が生じた当該活動について事前に明確に記載されたもので、少なくとも「活動名」「活動日時」「活動場所」「活動内容」「活動計画書の作成日」の5項目はすべて満たすよう記載されたもの。
- ・事前に明確に記載された活動計画書に限る。
- ・参加者名簿については特に指定された書式はない。
- ・補償対象外となる事例  
（食中毒、地震や噴火またはこれらによる津波、自動車に起因する賠償責任、専用用具を用いた山岳登山、リュージュ、スカイダイビングなどの危険な活動）
- ・その他詳しくは「そなえよつねに共済」の手引き（日本連盟のホームページに掲載）を参照すること。

ここでも、活動計画書や参加者名簿が事前に作成されていることが、補償の条件となっています。